

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
<u>37－4</u> [略] [削除] 65－6 規則第 65 条第 6 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る<u>法人税等</u>の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「<u>法人税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する<u>法人税等</u>の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。 117 規則第 117 条及び第 118 条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 また、15 の 16－1－1 から 15 の 16－1－4 までの取扱いは、規則第 117 条に規定する事業分離における分離元企業の注記について<u>準用する。</u> [削除] 170－7 65－6 の取扱いは、規則第 170 条第 7 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る<u>法人税等</u>の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。 [削除] 282－7 65－6 の取扱いは、規則第 282 条第 7 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る<u>法人税等</u>の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。	<u>37－5</u> [同左] 65－1－1 規則第 65 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「<u>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）をいうものとする。 65－6 規則第 65 条第 6 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る<u>法人税、住民税及び事業税</u>の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「<u>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。 117 規則第 117 条及び第 118 条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 また、15 の 16－1－1 から 15 の 16－1－4 までの取扱いは、規則第 117 条に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。<u>この場合において、15 の 16－1－2 中「持分変動差額の金額」とあるのは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 147 条第 1 項第 2 号に掲げる事項」と読み替えるものとする。</u> 170－1－1 65－1－1 の取扱いは、規則第 170 条第 1 項第 1 号の<u>法人税、住民税及び事業税</u>について準用する。 170－7 65－6 の取扱いは、規則第 170 条第 7 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る<u>法人税、住民税及び事業税</u>の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。 282－1－1 65－1－1 の取扱いは、規則第 282 条第 1 項第 1 号の<u>法人税、住民税及び事業税</u>について準用する。 282－7 65－6 の取扱いは、規則第 282 条第 7 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る<u>法人税、住民税及び事業税</u>の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。

(様式1) 連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【連結損益及び包括利益計算書】	
(単位： 円)	
前連結会計年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当連結会計年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)
[略]	
法人税等	××× ×××
国際最低課税額に対する法人税等	××× ×××
[略]	
税金費用	××× ×××
[略]	
(記載上の注意)	
[略]	
(様式2) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】	
(単位： 円)	
前中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)

(様式1) 連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【連結損益及び包括利益計算書】	
(単位： 円)	
前連結会計年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当連結会計年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)
[同左]	
法人税、住民税及び事業税	××× ×××
[同左]	
法人税等合計	××× ×××
[同左]	
(記載上の注意)	
[同左]	
(様式2) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】	
(単位： 円)	
前中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)

[略]			[同左]		
法人税等			法人税、住民税及び事業税		
国際最低課税額に対する法人税等					
[略]			[同左]		
税金費用			法人税等合計		
[略]			[同左]		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[略]			[同左]		
(様式3) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】			(様式3) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】		
(単位：円)			(単位：円)		
前中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)			前中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)		
当中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)			当中間連結会計期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)		
[略]			[同左]		
法人税等			法人税、住民税及び事業税		
国際最低課税額に対する法人税等					
[略]			[同左]		
税金費用			法人税等合計		
[略]			[同左]		

(記載上の注意) [略]	(記載上の注意) [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	